

すべてのケア労働者の処遇の大幅改善を求める意見書

2年以上続くコロナ禍のもと、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くケア労働者が社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役割に見合った処遇ではないことがマスコミにも取り上げられるようになった。そうしたなか、岸田内閣は、看護、介護、保育などのケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、2022年2月から9月まで、介護・保育などでは月額9,000円、看護は月額4,000円の処遇改善事業が実施された。

しかし、自治体によっては、利用申請等の手続期限が短期間だったために多くの自治体労働者の改善につながらなかった。民間の事業所でも看護では対象が極めて限定的だったこと、介護や保育でも10月以降の制度の不透明さなどから申請がためらわれた。また、引き上げ額が低いこと、補助金の対象職種・事業が限定的であったこと、などから抜本的な改善には至っていない。

政府は、10月以降の改善について、診療報酬・介護報酬・公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応すると一般会計で予算を計上した。しかし、看護では引き続き、対象が限定的であること、引き上げ額が低すぎることなど処遇改善事業での問題点はそのまま残っている。少なくとも、すべてのケア労働者を対象とすること、ケア労働者の全産業平均との格差是正、職員配置基準の抜本的な見直しなどとともに、確実に賃上げに結びつく制度へとさらなる充実が不可欠である。

よって、本市議会は、政府に対して、すべてのケア労働者の処遇が改善されるよう、以下の措置を講ずることを要望する。

記

1. すべてのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。
2. 月額4万円以上・時給250円以上の引上げが実現するよう単価を引き上げること。
3. 医療・看護・介護・保育などのケア労働者の職員配置基準を大幅に増員すること。
4. 自治体で働くケア労働者の賃上げが確実に実施できるよう地方交付税を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年6月21日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛